

# 京都地方税機構行政手続条例

平成21年 8 月19日  
京都地方税機構条例第 3 号

## ( 目的 )

第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、京都地方税機構の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

## ( 行政手続 )

第 2 条 処分、行政指導及び届出に関する手続については、京都府行政手続条例（平成 7 年京都府条例第 2 号）の例による。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。